

佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月25日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第11号

佐賀県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県小規模水道条例施行規則（昭和35年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(確認申請書)</p> <p>第2条 条例第3条第2項(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定による確認の申請書は、別記第1号様式によるものとし、これに添付する設計書その他の書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市町長</u>の意見書</p> <p><u>2 条例第14条の規定により読み替えて適用する条例第3条第2項の規定による確認の申請書は、別記様式第1号によるものとし、これに添付する設計書その他の書類は、前項第1号から第3号までに掲げるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の申請書は、着工前30日までに提出しなければならない。</u></p>	<p>(確認申請書)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による確認の申請書は、別記第1号様式によるものとし、これに添付する設計書その他の書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>町長</u>の意見書</p> <p><u>2 前項の申請書は、着工前30日までに提出しなければならない。</u></p>
<p>(確認等通知書)</p> <p>第3条 条例第3条第3項(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による確認等の通知は、別記第2号様式の通知書によって行なうものとする。</p> <p>(しゅん工届書)</p> <p>第4条 条例第4条(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によるしゅん工の届出は、別記第3号様式の届書によって行なうものとする。</p>	<p>(確認等通知書)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定による確認等の通知は、別記第2号様式の通知書によって行なうものとする。</p> <p>(しゅん工届書)</p> <p>第4条 条例第4条の規定によるしゅん工の届出は、別記第3号様式の届書によって行なうものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(水質検査)</p> <p>第5条 条例第5条第1項(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により行なう水質検査は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第10条に規定する給水開始前の水質検査の例により行なうものとする。ただし、同規則第15条第1項第4号の表の上欄に掲げる項目に係る検査についてその全部又は一部を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(衛生上必要な措置)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により設置者が講じなければならない消毒その他給水の安全を期するため必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源施設には、出入口にかぎをかけ又はさくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止すること。</p> <p>(3) 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を <u>0.1PPM</u> (結合残留塩素の場合は <u>0.4PPM</u>) 以上保持するように塩素消毒を行なうこと。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水せんにおける水の遊離残留塩素は、<u>0.2PPM</u> (結合残留塩素の場合は <u>1.5PPM</u>) 以上とする。</p> <p>(管理者に関する届書)</p> <p>第7条 条例第8条第2項(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による管理者に関する届出は、別記第4号様式の届出によって行なうものとする。</p> <p>(健康診断)</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定により行なう水質検査は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第10条に規定する給水開始前の水質検査の例により行なうものとする。ただし、同規則第15条第1項第4号の表の上欄に掲げる項目に係る検査についてその全部又は一部を行なう必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。</p> <p>(衛生上必要な措置)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により設置者が講じなければならない消毒その他給水の安全を期するため必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水源施設には、出入口に鍵を掛け、又は柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止すること。</p> <p>(3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を <u>0.1mg/l</u> (結合残留塩素の場合は <u>0.4mg/l</u>) 以上保持するように塩素消毒を行うこと。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含む恐れがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、<u>0.2mg/l</u> (結合残留塩素の場合は <u>1.5mg/l</u>) 以上とする。</p> <p>(管理者に関する届書)</p> <p>第7条 条例第8条第2項の規定による管理者に関する届出は、別記第4号様式の届出によって行なうものとする。</p> <p>(健康診断)</p>

改正前	改正後
<p>第8条 条例第9条(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による健康診断は、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して<u>行なうものとする。</u></p> <p>(休廃止の届書)</p> <p>第9条 条例第10条(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による小規模水道の休止又は廃止の届出は、別記第5号様式の届書によって<u>行なうものとする。</u></p> <p>(立入検査証)</p> <p>第10条 条例第11条(条例第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による立入検査を<u>行なう</u>職員の身分を証する証票は、別記第6号様式によるものとする。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第11条 条例及びこの規則による知事に提出する書類は、当該施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長を<u>経由</u>しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第3項の規定による施設の概要等の届出は、別記第7号様式の届書によって<u>行なうものとする。</u></p>	<p>第8条 条例第9条の規定による健康診断は、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して<u>行うものとする。</u></p> <p>(休廃止の届書)</p> <p>第9条 条例第10条の規定による小規模水道の休止又は廃止の届出は、別記第5号様式の届書によって<u>行うものとする。</u></p> <p>(立入検査証)</p> <p>第10条 条例第11条の規定による立入検査を<u>行う</u>職員の身分を証する証票は、別記第6号様式によるものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第11条 条例及びこの規則による知事に提出する書類は、当該施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第3項の規定による施設の概要等の届出は、別記第7号様式の届書によって<u>行うものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>第1号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名) ⑩</p> <p style="text-align: center;">小規模水道布設工事の設計確認申請書</p> <p>小規模水道を新設（増設、改造）したいので、佐賀県小規模水道条例第3条第1項各号の基準に適合するものであることを確認くださるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道事務所の所在地 2 小規模水道の新設（増設、改造）を必要とする理由 3 水源の種別（井戸、河川、湧水等の別）、位置及びその周辺の状況 4 1人1日<u>当り</u>平均給水量 立方メートル 5 給水区域の名称、給水戸数及び人口 6 水の消毒方法及び消毒する位置 7 工事費予算及び収入支出の方法 8 着工及びしゅん工予定年月日 <p>添付書類（規則第2条各号に定めるところによる。）</p>	<p>第1号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;"><u>佐賀県知事</u> 様</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名) ⑩</p> <p style="text-align: center;">小規模水道布設工事の設計確認申請書</p> <p>小規模水道を新設（増設、改造）したいので、佐賀県小規模水道条例第3条第1項各号の基準に適合するものであることを確認くださるよう関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道事務所の所在地 2 小規模水道の新設（増設、改造）を必要とする理由 3 水源の種別（井戸、河川、湧水等の別）、位置及びその周辺の状況 4 1人1日<u>当たり</u>平均給水量 立方メートル 5 給水区域の名称、給水戸数及び人口 6 水の消毒方法及び消毒する位置 7 工事費予算及び収入支出の方法 8 着工及びしゅん工予定年月日 <p>添付書類（規則第2条各号に定めるところによる。）</p>

改正前	改正後
<p>第 2 号様式</p> <p>(確認の場合)</p> <p>指令 第 号 住所 氏名</p> <p>年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道布設工事の設計は、佐賀県小規模水道条例第 3 条第 1 項各号の基準に適合することを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>(確認できない場合等)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住所 申請者 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>小規模水道布設工事の設計について (通知)</p> <p>年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道布設工事の設計は、次のとおり佐賀県小規模水道条例第 3 条第 1 項の基準に適合しません。(次の理由により基準に適合するかしないかを判断することができないので通知します。)</p>	<p>第 2 号様式</p> <p>(確認の場合)</p> <p>指令 第 号 住所 氏名</p> <p>年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道布設工事の設計は、佐賀県小規模水道条例第 3 条第 1 項各号の基準に適合することを確認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 印</p> <p>(確認できない場合等)</p> <p style="text-align: right;">指令 第 号 年 月 日</p> <p>住所 申請者 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 印</p> <p>小規模水道布設工事の設計について (通知)</p> <p>年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道布設工事の設計は、次のとおり佐賀県小規模水道条例第 3 条第 1 項の基準に適合しません。(次の理由により基準に適合するかしないかを判断することができないので通知します。)</p>

改正前	改正後
<p>なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、_____に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日から起算して6箇月以内に、_____（代表者は、_____となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>適合しない点 （適合するかしないか判断できない理由）</p>	<p>なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、<u>佐賀県知事</u>に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日から起算して6箇月以内に、<u>佐賀県</u>（代表者は、<u>佐賀県知事</u>となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>適合しない点 （適合するかしないか判断できない理由）</p>

改正前	改正後
<p>第 3 号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名) ㊞</p> <p>小規模水道しゅん工届</p> <p>年 月 日付け 第 号で工事設計の確認を受けた小規模水道は、年 月 日しゅん工し 月 日から給水を開始したいので、検査して下さるよう佐賀県小規模水道条例第 4 条の規定によりお届けします。</p> <p>(添付書類) 水質検査の成績書</p>	<p>第 3 号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p><u>佐賀県知事</u> 様</p> <p>申請者 住所 氏名 (法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名) ㊞</p> <p>小規模水道しゅん工届</p> <p>年 月 日付け 第 号で工事設計の確認を受けた小規模水道は、年 月 日しゅん工し 月 日から給水を開始したいので、検査して下さるよう佐賀県小規模水道条例第 4 条の規定によりお届けします。</p> <p>(添付書類) 水質検査の成績書</p>

改正前	改正後
<p>第4号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>設置者 住所 氏名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">管理者に関する届</p> <p>小規模水道の管理者を次のとおり定め（変更し）たので、佐賀県小規模水道条例第8条第2項の規定によりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 管理者 住所 氏名 （生年月日）</p> <p>2 就任年月日</p> <p>3 水道施設に係る実務経験の有無 有……（場所と年数を記載すること。） 無</p> <p>4 変更の場合は、その理由</p>	<p>第4号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>佐賀県知事</u> 様</p> <p>設置者 住所 氏名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">管理者に関する届</p> <p>小規模水道の管理者を次のとおり定め（変更し）たので、佐賀県小規模水道条例第8条第2項の規定によりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 管理者 住所 氏名 （生年月日）</p> <p>2 就任年月日</p> <p>3 水道施設に係る実務経験の有無 有……（場所と年数を記載すること。） 無</p> <p>4 変更の場合は、その理由</p>

改正前	改正後
<p>第5号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>設置者 住所 氏名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">小規模水道休止（廃止）届</p> <p>小規模水道を、下記のとおり休止（廃止）したいので、佐賀県小規模水道条例第10条の規定によりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで （廃止期日 年 月 日）</p> <p>2 一部の休止（廃止）の場合は、その区域名</p> <p>3 理由</p>	<p>第5号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;"><u>佐賀県知事</u> 様</p> <p>設置者 住所 氏名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">小規模水道休止（廃止）届</p> <p>小規模水道を、下記のとおり休止（廃止）したいので、佐賀県小規模水道条例第10条の規定によりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで （廃止期日 年 月 日）</p> <p>2 一部の休止（廃止）の場合は、その区域名</p> <p>3 理由</p>

第6号様式を次のように改める。

第6号様式

No. _____	年	月	日	交付	〔 使用期限 年 月 日 〕
職 _____	氏	名 _____			
小規模水道立入検査証					
佐賀県知事					印

70 ミリメートル

50 ミリメートル

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第7号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p>設置者 住所 氏名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">既設小規模水道に関する届</p> <p>小規模水道を設置しておりますので、佐賀県小規模水道条例附則第3項の規定により、下記のとおりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理者 住所 氏名 (生年月日) 2 水道事務所の所在地 3 施設のしゅん工 年 月 日 4 水源の種別 (井戸、河川、湧水等の別) 5 給水区域の名称、給水戸数及び人口 (注) 区域を示す地図を添付すること。 6 1人1日<u>当り</u>平均給水量 立方メートル 7 施設の状況 (注) 水源取入口、取水方法、導水送水管の延長、沈でん池、ろ過池、配水池 (槽、塔)、配水管の口径とその延長、消火栓数、電動機とポンプの馬力数、その他工作物の構造の概要について記載し、その概要図面を添付すること。 8 工事費とその財源並びに経常費 (収支予算) の概要 9 管理方法の概要及び消毒の実施状況 10 最近1月以内に行な<u>った</u>水質検査の成績書の<u>写</u> 11 その他参考となる事項 	<p>第7号様式</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>佐賀県知事 様</p> <p>設置者 住所 氏名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">既設小規模水道に関する届</p> <p>小規模水道を設置しておりますので、佐賀県小規模水道条例附則第3項の規定により、下記のとおりお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理者 住所 氏名 (生年月日) 2 水道事務所の所在地 3 施設のしゅん工 年 月 日 4 水源の種別 (井戸、河川、湧水等の別) 5 給水区域の名称、給水戸数及び人口 (注) 区域を示す地図を添付すること。 6 1人1日<u>当たり</u>平均給水量 立方メートル 7 施設の状況 (注) 水源取入口、取水方法、導水送水管の延長、沈でん池、ろ過池、配水池 (槽、塔)、配水管の口径とその延長、消火栓数、電動機とポンプの馬力数、その他工作物の構造の概要について記載し、その概要図面を添付すること。 8 工事費とその財源並びに経常費 (収支予算) の概要 9 管理方法の概要及び消毒の実施状況 10 最近1月以内に行<u>った</u>水質検査の成績書の<u>写し</u> 11 その他参考となる事項

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。